

土木施設除草業務 競争入札参加資格審査申請要領 [追加受付分]

奈 良 県

令和5年度において、奈良県（知事部局・教育委員会・水道局・各公社・警察本部）が発注する土木施設除草業務の競争入札に参加を希望する方は下記書類を提出してください。

なお、「土木施設除草業務」の申請をした者は、建設工事の「土木一式」との重複登録はできません。

1 本申請における競争入札参加資格の有効期間

令和5年6月1日～令和6年5月31日です。

2 資格審査結果について

個別の通知は行いません。

令和5年6月1日に建設業・契約管理課のウェブページに掲載予定の「令和5年度奈良県建設工事等入札参加資格業者名簿」でご確認ください。検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

建設業・契約管理課ウェブページ <https://www.pref.nara.jp/4331.htm>

3 留意事項

(1) 申請書の記載誤り、添付書類の不備による業種の追加・変更はできません。

申請の際には、内容を十分に確認してください。

(2) **申請書類は「e古都なら」又は「郵送」により提出してください。対面による受付は行いません。**

【電子入札について】

○県土マネジメント部、地域デザイン推進局、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部、水道局（当該部局の出先機関を含む）が発注する建設工事及び建設工事に関連する委託業務は、電子入札により入札を行っています。

※電子入札については <https://www.pref.nara.jp/10553.htm> をご覧ください。

○公共工事等に関する電子入札の登録が未済の場合は、「公共工事等電子入札利用者情報申請書」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。

※利用者登録については <https://www.pref.nara.jp/42219.htm> をご覧ください。

電子入札についてご不明な点がございましたら、建設業・契約管理課入札契約係（0742-27-7482）にお問い合わせ願います。

当申請についてのお問い合わせ先

奈良県県土マネジメント部

建設業・契約管理課公共工事契約管理係

TEL:0742-27-7425

FAX:0742-27-5313

土木施設除草業務	
1 申請資格	<p>次の（1）と（2）のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 申請日現在において建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く者</p> <p>(2) 申請日現在で有効な経営事項審査（以下「経審」という。）を受けている者</p>
2 欠格要件	<p>以下の①～⑩のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。</p> <p>①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者</p> <p>③営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者</p> <p>④直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者</p> <p>⑤県税を完納していない者</p> <p>⑥消費税及び地方消費税を完納していない者</p> <p>⑦次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p>ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。</p> <p>ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。</p> <p>オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>⑧法第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>⑨雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。）</p> <p>⑩本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者</p>

3 申請業種	<p>土木施設除草業務</p> <p>※経審の総合評定値通知書（有効期間内のもの。以下「経審総合評定値通知書」という。）の「土木一式」において平均完工事高がある場合に限ります。</p> <p>※土木施設除草業務以外の業種を同時に申請する場合は、この申請要領ではなく、申請区分B又は申請区分Cの要領により申請してください（土木一式との重複登録は不可）。</p>
4 申請方法	<p>下記（1）（2）のいずれかの方法で申請してください。</p> <p>(1) 「e古都なら」による電子申請</p> <p>「【D:県内本店工事(除草)】令和5年度土木施設除草業務入札参加資格審査申請」から電子申請ください。なお、「e古都なら」での入札参加資格審査申請方法の留意点等については、別紙「「e古都なら」による電子申請の留意点」を参照してください。</p> <p>ア 締切:令和5年1月31日(火) 17時15分</p> <p>上記締切までに申請を完了させてください。締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに申請を完了させてください。</p> <p>イ 添付書類について</p> <p>「土木施設除草業務入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」を参考に、添付書類を準備してください。添付書類は次の方法により提出が可能です。添付書類の提出方法を、「e古都なら」によりお知らせください（該当のチェックボックスにチェック）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 全ての添付書類を「e古都なら」で提出 (イ) 全ての添付書類を郵送で提出 (ウ) 一部の添付書類を「e古都なら」で提出し、残りを郵送により提出 <p>添付書類を郵送により提出する場合も令和5年1月31日(火)必着で、下記「5 送付先」へ送付してください。</p> <p>ウ 受付控えについて</p> <p>「受付控え」が必要な場合は、様式1を印刷した上で「受付控え」の返信用封筒（長3封筒に84円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの）を下記へ送付してください（全て又は一部の添付書類を郵送する場合は同封可）。</p> <p>(2) 郵送による申請</p> <p>ア 必要書類の作成について</p> <p>別紙「郵送による申請方法（県内本店工事・格付け無し）」及び「土木施設除草業務入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」を参考に、必要な書類を作成し、添付書類を準備してください。</p> <p>イ 提出書類を郵送</p> <p>上記アで作成、準備した書類を下記「5 送付先」へ送付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 提出に当たっての留意点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 提出部数 1部 <p>※「受付控え」が必要な場合は、次のものを併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受付控え」の返信用封筒（長3封筒に84円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの） ・様式1-1の写し <input type="radio"/> 提出書類は、日本工業規格A4版としてください。 <input type="radio"/> 別紙「建設工事（格付けなし）入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」の1から順にクリップ又はひもで綴じてください。ステープル（ホチキス）留めやファイル綴じはしないでください。 <p>(イ) 提出期限 令和5年1月31日(火) (必着)</p>

	<p>〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁 建設業・契約管理課 公共工事契約管理係 宛</p> <p>封筒表書きは、申請方法により異なります。以下によりご記入ください（朱書き）。</p> <p>(1) 電子申請の場合で添付書類を郵送する場合 「入札参加資格審査申請（除草業務（区分D・電子申請）在中」</p> <p>(2) 郵送申請の場合 「入札参加資格審査申請（除草業務（区分D・郵送）在中」</p>
6 その他	<p>(1) 申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。</p> <p>(2) 建設工事の適正な施工の確保等のため、県が必要と認めた場合には、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく立入検査を行います。</p> <p>(3) 奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。</p> <p>(4) 入札参加資格審査申請書（様式1）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。</p> <p>(5) 本申請要領記載の受付期間以外は受け付けません。</p> <p>(6) 本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。</p> <p>(7) 申請書及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となることがありますので、期日に余裕を持って申請してください。</p>

土木施設除草業務入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧

- 1 提出欄の「○」は提出必須書類です。「△」は該当者のみ提出してください。
- 2 電子申請を行う場合は、下欄1を除き、e古都なら上でファイル添付又は郵送により提出してください。
- 3 申請に必要な様式は、以下の建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。
ダウンロードページ <https://www.pref.nara.jp/56289.htm>

提出	提出書類
1 ○	<p>土木施設除草業務 競争入札参加資格審査申請書（様式1） ※郵送により申請する場合は必ず提出してください。 • 申請者の押印は省略可能です。 行政書士の場合は、「申請担当者又は行政書士⑬」の「氏名」欄に行政書士の職印の押印が必要です。 (参考) 行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号） 第9条第2項 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。 • 白黒印刷で可。</p> <p>※電子申請を行う場合はe古都なら上で入力するため、紙媒体での郵送は不要ですが、受付控えが必要な場合は、PDFを印刷の上送付してください（詳細は下記8を参照してください。）。</p>
2 ○	<p>県税に滞納がない証明書（未納がない証明書でも可） • 発行後3か月以内のもの。 • 写し可 ※交付申請手続きの詳細については、各県税事務所にお問い合わせください。</p>
3 ○	<p>消費税及び地方消費税に未納がない証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3。その3の2、その3の3も可） • 発行後3か月以内のもの。 • 免税業者も要提出 • 写し可 ※交付申請手続きの詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。 ※新型コロナウイルス感染症による所得減少に伴う猶予申請を行ったことで、未納がない証明書が発行されない場合は、「納税証明書（その1 納税額等証明用）」を提出してください。 ただし、新型コロナウイルス感染症に伴う猶予であることが記載されていない場合、記載された未納額が猶予された額よりも大きい場合、猶予期限を過ぎている場合等は、競争入札参加資格を得ることができません。</p>
4 ○	<p>経審総合評定値通知書の写し • 有効期間内の経審の通知書で最新のもの。</p>
5 △	<p>経審結果変更事項届（様式2） • 上記4の経審結果（資本金、許可の種別及び社会保険等の加入状況）に変更が生じた場合のみ提出 ※変更がない場合は提出不要 ※添付書類の詳細は、様式2下部を参照。</p>
6 △	<p>社会保険等適用除外誓約書（様式2-2） • 様式2の添付書類として該当する場合のみ • 押印省略可</p>
7 △	<p>委任状 • 入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出 • 委任者、受任者とも押印省略可 ※様式は任意ですが、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。 ※行政書士以外からの代理申請は受け付けません。 (参考) 行政書士法（昭和26年法律第4号） 第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。</p>
8 △	<p>「受付控え」の返信用封筒（「受付控え」が必要な場合のみ） 入札参加資格審査申請の「受付控え」の送付を希望する場合は、次のものを併せて提出してください。 • 上記1（様式1）の写し※電子申請を行った場合は、PDFを出力してください（受付控えが必要な場合は、上記1による提出と本8による提出で2部提出することになります。）。 • 返信用封筒（長3封筒に84円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの） ※切手を貼付した返信用封筒が同封されていない場合は「受付控え」を送付しません。</p>

「e 古都なら」による電子申請の留意点

奈良県建設工事等競争入札参加資格申請のうち、一部の区分については e 古都ならによる電子申請により申請していただきます。詳細は以下を御確認ください。

申請に必要な様式については、奈良県建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。
ダウンロードページ <https://www.pref.nara.jp/56289.htm>

1 電子申請対象の区分について

e 古都ならにおける、申請区分は以下のとおりです。

（1）電子申請又は郵送申請（どちらかを選択）

- ・【C：県内本店工事（格付け無）】令和5年度工事（県内本店・格付け無）入札参加資格審査申請
- ・【D：県内本店工事（除草）】令和5年度土木施設除草業務入札参加資格審査申請

（2）電子申請のみ（添付書類についてはPDFの書類をe古都ならで提出。添付不可の場合は添付書類のみ郵送が可能）

- ・【E：県内営業所工事】令和5年度工事（県内営業所）入札参加資格審査申請
- ・【F：県外本店工事】令和5・6年度工事（県外本店）入札参加資格審査申請

（3）電子申請後に申請書類を印刷。全ての書類を持参いただき対面により受付（対面は要予約）

- ・【G：県内本店コンサル（測量含）】令和5・6年度コンサル（県内本店・測量含）入札参加資格審査申請

（4）電子申請後に申請書類を印刷。全ての書類を郵送により提出

- ・【H：県内本店コンサル（測量以外）】令和5・6年度コンサル（県内本店・測量以外）入札参加資格審査申請
- ・【I：県内営業所・県外本店コンサル】令和5・6年度コンサル（県内営業所・県外本店）入札参加資格審査申請

必読

電子申請共通（申請区分C D E F G H I）

2 各区分の申請ウェブページへのアクセスについて

(1) 建設業・契約管理課上のウェブページ（申請要領掲載ページ）に、各区分の電子申請ページへのリンクを掲載していますので、当該リンクからアクセスしてください。

(2) 表示された画面において、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

手続き申込

利用者ログイン

手続き名

【E:県内営業所工事】令和5年度工事（県内営業所）入札参加資格審査申請

受付時期

2022年10月1日9時00分～2023年1月31日17時15分

↓クリック

利用者登録せずに申し込む方はこちら

>

※利用者登録がある方は、お持ちの利用者ID及びパスワードを利用していただいて構いません。

※新たに利用者登録をして申請することも可能ですが、e古都ならに一定期間（365日）ログインがない場合、登録情報は全て削除されますのでご留意ください。

(3) 表示された画面の説明や利用規約を確認し、同意の上画面下部の「同意する」をクリックしてください。

(4) 表示された画面の記載事項を確認し、連絡先メールアドレスを入力の上、画面下部の「完了する」をクリックしてください。

(5) 上記（6）で入力したアドレス宛てに、申請ウェブページのURLが記載されたメールが届きます。当該URLをクリックし、申請手続きを進めてください。

(6) 申請後、申し込みが完了した旨のメールが届きます。同メール内に「整理番号」「パスワード」が記載されていますが、これらは入力内容の修正や申請の取り下げを行う際に使用します。メールを保存、以下に書き控えるなど、遺失しないようご注意ください。

整理番号：

パスワード：

※修正、申請の取下げに必要

必読

電子申請共通（申請区分C D E F G H I）

3 入力内容の修正や申請の取り下げを行う場合

e 古都なら上で入力内容の修正や申請の取下げを行うことができます。

修正や取下げを行う場合は、申請内容に齟齬が出来ることを防ぐために県での手続きを一時中断しますので、必ず事前に建設業・契約管理課公共工事契約管理係まで連絡してください。

また、競争入札参加資格申請が受理されると、修正や申請の取下げを行うことはできませんので、申請受理後の修正や取下げの必要がある場合は必要があれば建設業・契約管理課公共工事契約管理係まで連絡してください。

- (1) e 古都ならウェブサイトにアクセスし、「申込内容照会」をクリックしてください。



- (2) 申込照会のウェブページが表示されますので、「整理番号」「パスワード」入力欄に、申し込みが完了した旨のメールに記載されていた「整理番号」「パスワード」を入力し、「照会する」をクリックしてください。

- (3) 申請内容が掲載されたウェブページが表示されますので、ページ下部の「修正する」「取下げる」をクリックしてください。

ア 修正を実施した場合、変更確認画面では変更箇所は青色で表示されます。

イ 取下げを行う場合、取下げ事由を入力する欄が表示されますが、入力は不要（空欄可）です。一度取下げを行うと、申請内容は確認できますが、申請を復活させることはできませんのでご注意ください。

4 その他

- (1) 提出期限は、対面、郵送、電子申請、いずれの場合でも**令和5年1月31日（火）**です。

特に、電子申請は**令和5年1月31日（火）17時15分**までに作業を完了させてください。

また、締切直前はアクセスが集中し、操作が完了できない可能性がありますので、早めに作業を完了させてください。

- (2) 競争入札参加資格申請が受理されると、受理通知メールが送信されます。なお、受理に当たり、申請内容を職権により訂正している場合がありますので、必ず「e 古都なら」から内容を確認してください。

- (3) 従来、「競争入札参加資格審査申請書(様式1)」に建設業・契約管理課の受付印を押印することにより「受付控え」としてきましたが、「e 古都なら」で入札参加資格申請を行っても、「受付控え」は発行されません（受理メールは送信されます）。

従来の建設業・契約管理課の受付印を押印した「受付控え」が必要な場合は、別途、切手を貼付した返信用封筒（長3封筒に84円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの）をお送りください。

5 連絡先

建設業・契約管理課 公共工事契約管理係 0742-27-7425

【入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について】

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程第2条に基づき提出される入札参加資格審査申請書(同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第5条に基づく変更等の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 入札参加資格申請の審査事務
2. 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3. 入札参加資格業者名簿の公開
4. 奈良県個人情報保護条例第6条1項1号から7号の規定による次の利用又は提供
 - ① 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき
 - ② 個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し、又は個人情報の本人に提供するとき
 - ③ 出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供するとき
 - ④ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき
 - ⑤ 当該実施機関内で利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は当該実施機関以外の県の機関若しくは地方独立行政法人以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で個人情報を提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき
 - ⑦ 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき